

大井町から転出される方へ

令和3年12月1日現在

新住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村に転入届を提出してください。

転入の手続きには大井町が発行する「転出証明書」または「マイナンバーカード、住民基本台帳カード」が必要となります。

転出を取りやめたときは、転出証明書を持参し、大井町役場の町民課で転出取消しの手続きをしてください。

手続きが必要な方	大井町での手続き	窓口	問い合わせ先	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	「印鑑登録証(カード)」をお返しく下さい。	役場1階 ②	町民課 85-5006	新たに登録をしてください。
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方	特にありません。			住所変更の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している方	「被保険者証」をお返しく下さい。		町民課 85-5007	新たに加入の手続きをしてください。
国民年金に加入している方	特にありません。			住所変更の手続きをしてください。
国民年金を受給している方	特にありません。			住所変更の手続きをしてください。
後期高齢者医療に加入している方	「被保険者証」をお返しく下さい。	新たに加入の手続きをしてください。		
町立小学校・中学校に在学している児童・生徒がいる方	在学していた学校で転校の手続きをしてください。 学校長が発行する「在学証明書・教科書給与証明書」を受け取ってください。	役場1階 ⑤	教育総務課 85-5015	「在学証明書・教科書給与証明書」を持参して、指定された学校で手続きをしてください。
町営水道の利用を止める方	水道担当に「給水装置使用中止届」を提出してください。	役場1階 ⑥	生活環境課 85-5011	新たに登録の手続きをしてください。
犬を飼っている方	特にありません。			「鑑札」を持参して、登録事項変更（転入）の手続きをしてください。
口座振替を利用している方	転出とともに口座を変更される方は解約の手続きが必要です。	役場1階 ③	税務課 85-5008	新たに申し込みの手続きをしてください。
大井町ナンバーの原付バイク等をお持ちの方	廃車の手続きが必要です。 ※標識交付証明書・ナンバープレート・届出者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）をお持ちください。			大井町で発行された廃車証明書をご持参の上、新たに登録の手続きをしてください。
125cc超の二輪車または四輪の軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会（平塚市）で変更手続きが必要です。TEL：050-3816-3119			—

手続きが必要な方	大井町での手続き	窓口	問い合わせ先	新住所地での手続き
過去に「大井町三世同居等移住定住促進補助金」の交付を受けた方	補助金受領後規程の年数の経過前に転出する場合、補助金返還の対象になる可能性があります。企画財政課までご相談ください。	役場2階 ⑨	企画財政課 85-5003	—
児童手当を受給している方	「受給事由消滅届」を提出してください。	保健福祉センター	子育て健康課 83-8012	新たに加入手続きをしてください。
児童扶養手当を受給している方	「児童扶養手当変更届」か「転出届」を提出してください。			新たに加入手続きをしてください。
特別児童扶養手当を受給している方	「特別児童扶養手当変更届」か「転出届」を提出してください。			新たに加入手続きをしてください。
保育園に入園しているお子様がいる方	「退所届」を提出してください。			改めて入園の手続きをしてください。
子 福祉医療証をお持ちの方	「子 福祉医療証」をお返してください。			新たに加入手続きをしてください。
親 福祉医療証をお持ちの方	「親 福祉医療証」をお返してください。			新たに加入手続きをしてください。
妊娠中の方	特にありません。		「妊婦健康診査費用補助券」の申請手続きが必要です。	
介護保険の要介護・要支援認定を受けている方	「介護保険受給資格証明書」の発行手続きが必要です。「被保険者証」をお返してください。		福祉課 83-8024	「受給資格証明書」を提出し、改めて要介護・要支援認定の手続きをしてください。
65歳以上の方で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方 (事業対象者の方を含む)	「被保険者証」をお返してください。			特にありません。
福祉医療証をお持ちの方	「福祉医療証」をお返してください。			新たに申請の手続きをしてください。